

④ 「高齢者一人ひとりのケア」から「地域での生活を望む全ての者を支える地域づくり」へ

- 地域包括支援センターの機能を強化して、短期的には「社会資源の把握」、中期的には「ネットワークづくり、不足する事業の検討」、長期的には「地域づくり」に取り組みます。
- 高齢者をどう地域で支えるかという「地域ケア体制整備構想」の議論から、地域での生活を望み、かつ、支援を要する者をどう地域で支えるかという「コミュニティソーシャルワーク」の検討につなげます。

ア 地域包括支援センターの機能強化

(地域の社会資源の基盤づくり)

- 地域包括支援センターの役割として、高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、地域において多職種相互の協働等により連携して、個々の高齢者の状況や変化に応じて支援を行っていく「包括的・継続的ケアマネジメント支援」があります。
- 地域包括支援センターが「包括的・継続的ケアマネジメント支援」を行っていくため、まずは地域における保健・医療・福祉およびインフォーマルの社会資源を調べ、その把握を進めることが必要です。
- あわせて、地域包括支援センターが中心となって、地域で暮らす高齢者の総合相談、特定高齢者把握および介護予防プラン作成などを通じて、地域に暮らす高齢者の実態把握を進めることが必要です。

(地域の役割分担)

- 地域で暮らす高齢者を支援する機関は、市町、地域包括支援センターおよび社会福祉協議会など、様々な機関があります。
- 各機関が、それぞれの業務および役割に責任を持って、高齢者の支援を行っていきます。一方では縦割りにならないように、常に関係機関が共通の認識や情報を共有しつつ、様々な事業に取り組むことが重要になります。

(地域のネットワーク構築)

- 中期的には、地域包括支援センターが中心となって、関係機関（例：住民、介護事業者、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、民生委員、自治会、老人クラブ、地域の企業、警察等）が連携して高齢者を支えるネットワークを構築することが必要です。
- ネットワークの構築に当たっては、状況に応じて、①地域住民組織方式、②市民ボランティア開発方式、③住民参加のまちづくり方式等を採用して地域のネットワークを作っていくことが必要です。
- また、地域包括支援センターのネットワーク構築にあたっては、多職種で構成する「地域包括支援センター運営協議会」のイニシアチブが重要です。

- 運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、包括的支援事業を支える地域資源の開発、その他地域の支援体制等に関する事項について積極的な助言を行い、地域包括支援センターが円滑に業務ができるようにすることが期待されます。

（不足する事業の検討と事業づくり）

- 社会資源の把握とネットワークが整って初めて、地域において不足している事業が明確になってきます。
- 地域のネットワークだけで足りない支援について、例えば、市町が中心となって地域支援事業（介護予防事業又は任意事業など）を活用して、事業を創設することが考えられます。
- 具体的には、家族介護支援、成年後見制度利用の支援、住まい確保の支援、高齢者の生きがいや健康づくりの推進などで不足している事業を検討していく必要があります。

（地域包括支援センターによる地域づくり）

- これからは高齢者一人ひとりのケアマネジメントだけでなく、暮らしやすい地域づくりをめざした、地域のマネジメントが必要です。
- 高齢者の保健・医療・福祉の視点だけでなく、いかに地域において暮らし続けられるかという視点から、全ての住民のための地域づくりの一翼を担う機関である地域包括支援センターが、コーディネーターとしての役割を担っていく必要があります。
- 地域づくりを意識して、保健・医療・福祉サービスの調整、地域住民の意識改革および地域の様々なネットワークづくりを進めます。

（地域包括支援センターへの支援）

- これまで築き上げてきた地域包括支援センターと県のネットワークを基礎に、県も一緒になって定期的に意見交換を実施し、それぞれの地域の事例の情報共有を行うなど地域包括支援センターの取組を支援します。
- また、各地域包括支援センターや職能団体・関係団体（例：介護支援専門員協会、社会福祉士会、地域包括・在宅介護支援センター協議会など）と連携し、地域包括支援センター職員の資質向上のための取組を支援します。

	①地域住民組織活用方式	②市民ボランティア開発方式	③住民参加のまちづくり方式
主な目的	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ニーズ発見、連絡・通報、情報提供 ➢ 権利侵害事例などの問題への気づき ➢ 一人暮らし高齢者等の見守り活動 ➢ 閉じこもりがちの人への働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 支え合い意識の啓発 ➢ 見守り、支え合い活動の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「安心して暮らせる」まちづくり ➢ 地域意識の向上 ➢ 地域住民で取り組む事業の開発・実施
働きかけの対象	伝統的な地域住民組織等 (例: 民生委員、福祉推進委員、健康推進員、自治会、町内会、婦人会、老人クラブ等)	地域活動組織や地域資源、一般市民等 (例: ボランティアグループ、NPO、薬局、郵便局、商店、コンビニエンスストア、新聞販売店、ガス・水道の検針員、サービス利用者／家族、地元大学の学生グループ、一般市民)	地域住民組織やボランティアグループ、関係専門組織、行政機関 (例: 民生委員、自治会、老人クラブ、ボランティアグループ、地区社協、医師会、薬剤師会、居宅介護支援事業所、福祉施設 等)
構築方法	個別方式 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 各組織が行う総会や会合に出席・挨拶、制度・サービス等について情報提供 ➢ 各組織の行うイベントの手伝い ➢ 民生委員等を戸別訪問 	集合方式 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 見守り／支え合い／閉じこもり防止等のネットワーク構築に関する説明会の開催 ➢ 説明会開催についての広報活動 ➢ 説明会におけるボランティア登録 	プラットホーム方式 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 多種多様な組織・団体が一堂に会して話し合う場と時間の設定 ➢ 話し合いの定例化(例: 2か月に1回) ➢ 具体的な活動の計画と実施
継続方法	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 少なくとも年に数回のコンタクト地域に関する情報交換、気がかり事例の検討、制度の学習、活動計画の企画、実施、施設訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ネットワーク登録ボランティアに対する制度・サービス学習会の開催 ➢ 事例によるネットワーク機能の学習 ➢ ネットワーク登録ボランティアによるイベントの企画・実施を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 会議における議題についてワーキンググループで事前に検討、資料準備 ➢ 市民参加を促す具体的な活動の計画と実施、評価 ➢ 活動の計画や実施の広報活動
利点と課題	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係づくりが比較的容易 ➢ ネットワークの広がりや情報の範囲に制約がある 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ネットワークの広がりと多様な情報 ➢ 支え合い意識の向上 ➢ ネットワーク維持・発展のための働きかけが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ まちづくりの意識の向上と拡大 ➢ 住民参加の活動を支援するための努力が必要

図 住民中心の地域ネットワーク構築方法の例
(「地域包括支援センターのソーシャルワーク実践(中央法規)」より引用)

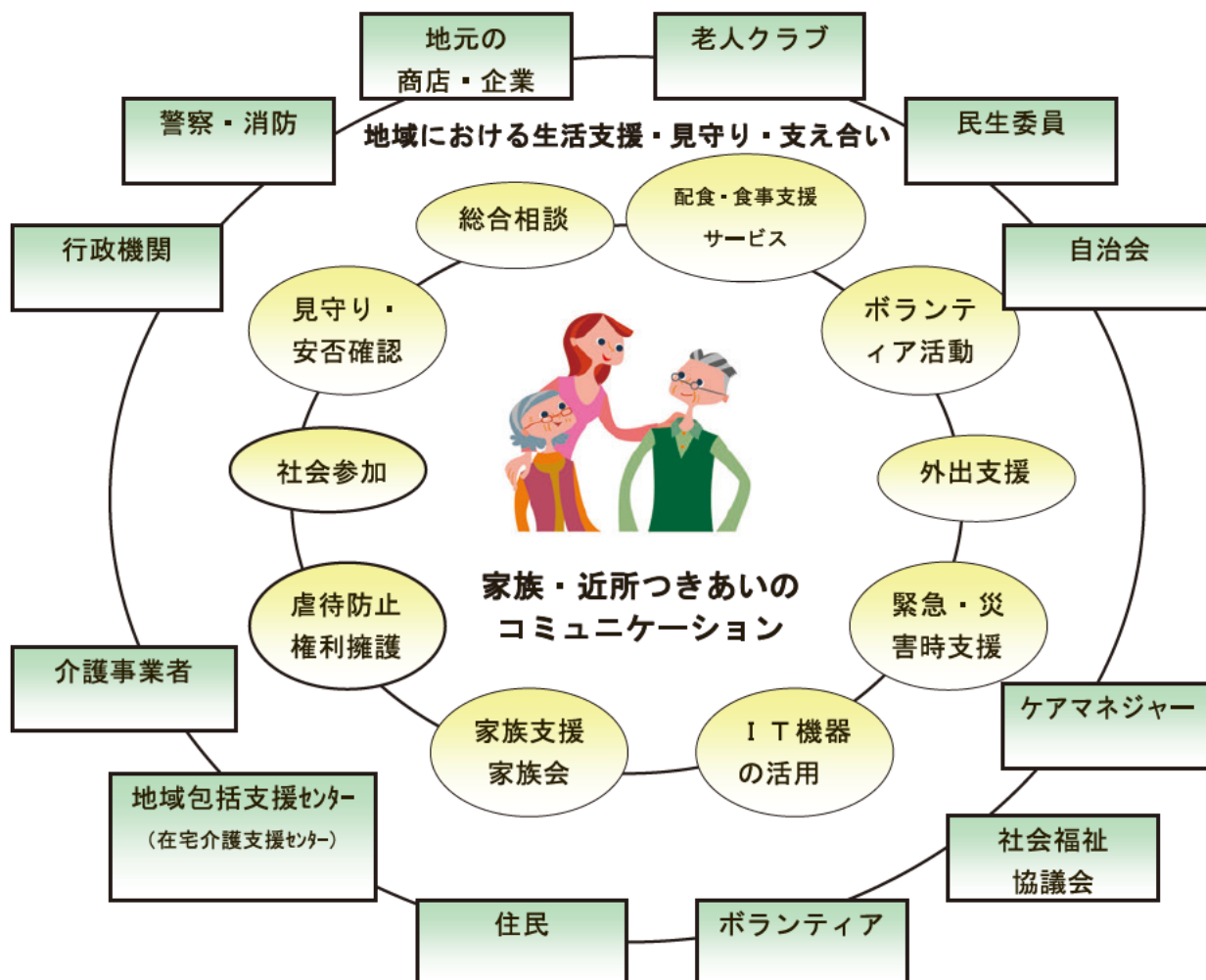


図 地域の高齢者を支える関係機関

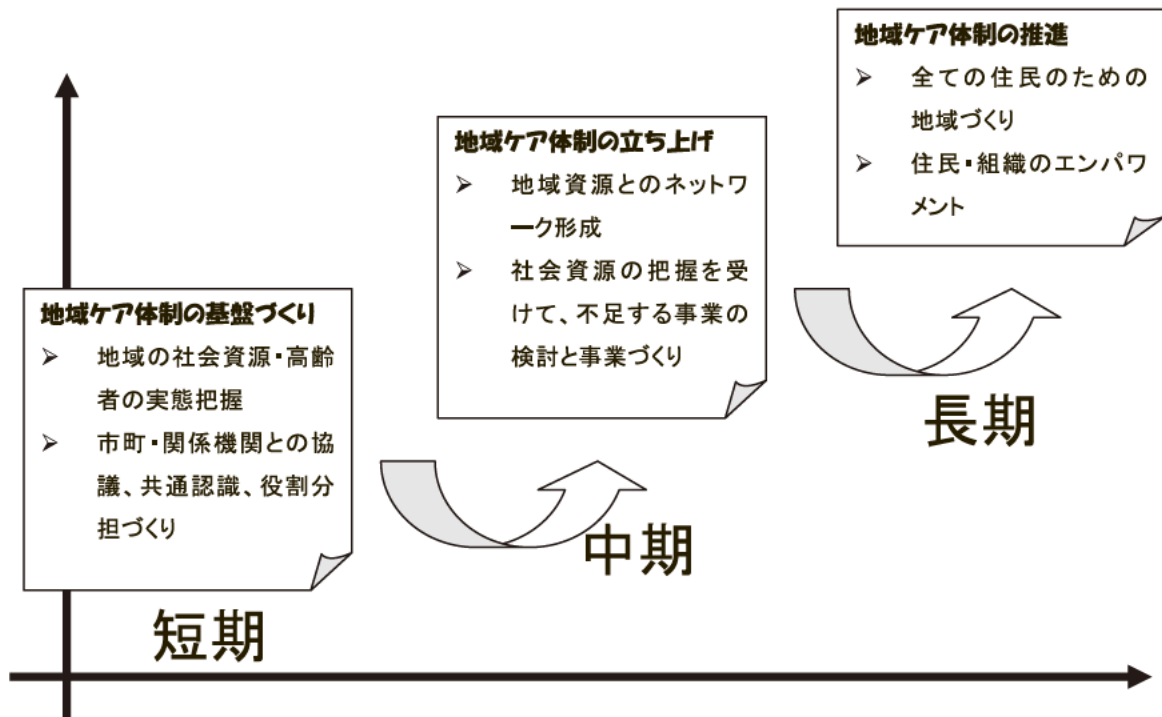


図 地域包括支援センターの目標

イ 「地域ケア体制整備構想」から「コミュニティソーシャルワーク」へ

- 「みえ地域ケア体制整備構想」は、入院患者の90%以上が65歳以上という療養病床の再編を踏まえ、高齢者をどう地域で支えるかという視点に立って、議論・策定を進めてきました。
- しかし、地域での生活を望み、かつ、支援を要する方は、高齢者に限りません。年齢・障がいの有無等で分断されているサービスを、“地域”という面の中で組み立てることが本来的には必要です。
- つまり、高齢者に対する支援にとどまらず、
 - ①地域に顕在的・潜在的に存在する生活上のニーズを把握し、これら生活上の課題を抱えている住民に対しケアマネジメントを手段とした個別援助
 - ②これら個別援助を通じて、地域での自立した生活を可能にさせる生活環境の整備や社会資源の開発
 - ③支援を必要とする人に対して差別と偏見を持つことなく、共に地域社会を構成する住民として生きていくという考え方（ソーシャルインクルージョン・社会的包括）を受け入れられる地域の意識や環境の醸成
 を統合的に展開する活動（いわゆる「コミュニティソーシャルワーク」）が重要です。
- そして、地域の中でますます複雑化する住民の暮らしに関する問題に対応するためには、保健・医療・福祉といった領域にとどまらず、教育・交通・防災防犯・雇用・産業振興など、多くの領域と連携したコミュニティづくりが必要になってくることは言うまでもありません。
- 既にこのようなコミュニティソーシャルワークの取組は、一部の先進的な市町（地域包括支援センター）、社会福祉協議会等において行われ始めています。
- 「みえ地域ケア体制整備構想」の内容は、コミュニティソーシャルワークの観点からみれば不十分ですが、今後、この「みえ地域ケア体制整備構想」が各地域におけるコミュニティソーシャルワークの検討・議論や、活動につながっていくことを切に期待します。そして、県はこのような地域の取組を支援します。

地域福祉計画でコミュニティソーシャルワークの具現化を

	市町村数			平成18年9月末までに策定済			平成18年度末までに策定が終わる予定			平成19年度以降に策定する予定			策定未定		
	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村
三重県	29	14	15	7	5	2	3	2	1	5	4	1	14	3	11
全国	1,840	802	1,038	422	283	139	201	109	92	473	237	236	744	173	571

図 地域福祉計画の策定状況（平成18年10月1日現在）
（厚生労働省ホームページより）